

# ワークプランを更新——IASB

去る7月26日、IASBは、そのワークプランを更新した図表参照。今回の特徴は、IFRS9

号の強制適用時期を2013年から2015年1月1日以降開始事業年度に遅らせる暫定決定が行われたことに関して、2011年7-9月に公開草案を公表する予定が示されている点である。

(図表) IASBのプロジェクト計画表

	2011年 7-9月	2011年 10-12月	2012年	MoU	FASBとの 合同
<b>金融危機関連プロジェクト</b>					
IFRS9:金融商品					
IFRS9号の強制適用時期の延期	ED				
減損	再ED等			✓	✓
ヘッジ会計					
一般ヘッジ	投票(IFRS:10-12月)			✓	
マクロヘッジ	ED				
資産・負債の相殺	投票(IFRS:10-12月)			✓	✓
連結(投資会社)	ED				✓
<b>MoUプロジェクト</b>					
リース		再ED	IFRS	✓	✓
収益認識	再ED		IFRS	✓	✓
<b>その他のプロジェクト</b>					
保険契約			再ED等		✓
年次改善2009-2011	EDコメント期限10月21日				
<b>アジェンダ・コンサルテーション</b>					
3年ごとの公開コンサルテーション	コメント期限11月30日				

※ED:公開草案  
投票:審議会メンバーによるすべての意思決定および公式な投票手続の完了

金融商品では、マクロヘッジの公開草案や資産・負債の相殺の投票・最終基準公表目標が先延ばしになった。FASBと同時公表を目指す連結投資会社)の公開草案は、8月にずれ込んでいる。リースおよび収益認識の最終基準公表目標の時期が2012年中に変更された。アジェンダ・コンサルテーション(IASBで今後議論すべき論点に関する検討)に関する見解募集文書が同日に公表されている。見解の募集期限は2011年11月30日まで。

## 財務省法人企業統計調査

—平成23年1~3月期調査(確報)

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。平成23年1~3月期調査については、東日本大震災を受けて、岩手、宮城、福島県など一部の地域の調査対象法人等の調査票提出期限を延期しました。このため、本結果は、6月2日に公表した速報時の回答に震災により調査票の提出期限を延期した法人の回答を含めて改訂集計し、「確報値」として公表したものです。

回答法人数 22,458社 (18,929社)  
回答率 74.7% (74.6%)  
( )書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く) 製造業では増収、非製造業では減収  
売上高は、345兆842億円で、前年同期(344兆1,331億円)を9,511億円上回り、対前年同期増加率(以下「増加率」という)は0.3%(前期4.1%)となりました。  
業種別にみると、製造業では、輸送用機械、情報通信機械、石油・石炭などで減収となったものの、生産用機械、食料品、電気機械などで増収となったことから、製造業全体では2.7%(同6.7%)となりました。一方、非製造業では、情報通信業、不動産業、サービス業などで増収となったものの、卸売業、小売業、建設業、運輸業、郵便業などで減収となったことから、非製造業全体では△0.7%(同3.0%)となりました。  
資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は△0.7%(同3.8%)、1億円~10億円の階層は0.4%(同△2.2%)、1,000万円~1億円の階層は1.2%(同7.0%)となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く) 製造業では減益、非製造業では増益  
経常利益は、12兆5,419億円、前年同期(11兆2,565億円)を1兆2,854億円上回り、増加率は11.4%(前期27.3%)となりました。  
業種別にみると、製造業では、石油・石炭、生産用機械、情報通信機械などで増益となったものの、輸送用機械、鉄鋼業、化学などで減益となったことから、製造業全体では△12.5%(同20.0%)となりました。一方、非製造業では、運輸業、郵便業などで減益となったものの、卸売業、小売業、建設業、情報通信業などで増益となったことから、非製造業全体では26.8%(同31.6%)となりました。  
資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は12.4%(同33.1%)、1億円~10億円の階層は△5.1%(同10.7%)、1,000万円~1億円の階層は19.0%(同27.2%)となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く) 製造業では増加、非製造業では減少  
設備投資は、11兆4,723億円、増加率は3.0%(前期3.8%)となりました。  
業種別にみると、製造業では、石油・石炭、はん用機械などで減少したものの、食料品、情報通信機械、化学などで増加したことから、製造業全体では23.9%(同13.0%)となりました。一方、非製造業では、電気業、情報通信業、物品賃貸業などで増加したものの、不動産業、建設業、サービス業などで減少したことから、非製造業全体では△5.7%(同△0.5%)となりました。  
資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は5.6%(同4.5%)、1億円~10億円の階層は11.6%(同△7.8%)、1,000万円~1億円の階層は△7.6%(同8.5%)となりました。  
なお、ソフトウェア投資額は1兆304億円、増加率は△1.6%(同△6.5%)となり、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は10兆4,419億円、増加率は3.4%(同4.8%)となりました。

### 前年同期比増加率の推移

(単位: %、億円)

区分	22.1-3	4-6	7-9	10-12	23.1-3(確報)	
売上高					(実額)	
全産業	10.6	20.3	6.5	4.1	3,450,842	0.3
製造業	19.1	25.9	12.2	6.7	1,028,609	2.7
非製造業	7.5	18.1	4.1	3.0	2,422,233	△0.7
経常利益					(実額)	
全産業	163.8	83.4	54.1	27.3	125,419	11.4
製造業	*	553.0	209.0	20.0	38,497	△12.5
非製造業	5.2	33.1	19.9	31.6	86,922	26.8
設備投資					(実額)	
全産業	△11.5 (△12.9)	△1.7 (△1.5)	5.0 (4.8)	3.8 (4.8)	114,723 (104,419)	3.0 (3.4)
製造業	△31.2 (△32.2)	△10.5 (△10.8)	9.1 (9.6)	13.0 (14.6)	40,450 (37,548)	23.9 (25.5)
非製造業	0.4 (△1.0)	3.4 (4.0)	2.9 (2.4)	△0.5 (0.1)	74,273 (66,871)	△5.7 (△5.9)

(注) 設備投資の( )書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。  
\*印は前年同期の数値が負数のため算出できないものです。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めています。そのため、調査票の早期回収が不可欠です。調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。なお、次回平成23年4~6月期の結果の公表は平成23年9月2日の予定です。

# 複数事業主制度に関する開示 拡大の承認を公表—FASB

去る7月27日、FASBは、

審議を続けていた会計基準アップデート(ASSU)の公開草案「報酬—退職給付—複数事業主制度(サブトピック715—80)—複数事業主制度への雇用主の参加に関する開示」について、いくつかの改訂を加えて承認したと公開した。

最終のASSUは、2011年9月に公表予定である。この公開草案は、2010年9月1日に公表され、コメント期限は2010年11月1日であった。

複数事業主制度(たとえば特定の業界の異なった企業の組合員が年金を受給する年金制度)は、複数の雇用主が拠出する年金制度で、複数の雇用主の従業員が給付を受ける。

今回の改訂は、複数事業主制度についての財務諸表の利用者の理解を高めるために、開示を拡大している。現行では、雇用主は制度への拠出総額の開示のみが要求されている。最終ASSUで要求される主な開示は次

- ・各重要な制度への拠出額およびすべての制度全体への拠出額
- ・雇用主の拠出額が、制度への拠出総額の5%以上かどうか
- ・拠出改善計画を条件とする制度(該当する場合)
- ・最低拠出の取決め
- ・制度の積立状況
- ・損益計算書の各期の比較可能性に影響を与える変更の内容と影響の記述

開示は遡及的に要求され、公開企業については2011年12月16日以降終了する年度から適用される(早期適用は認められる)。

この公開草案は開示のみを取り扱っているが、会計処理に関して、複数事業主制度を「確定給付制度」と「確定拠出制度」への分類を要求するIFRSとの「確定拠出制度」とみなす米国基準との差異は消滅しない。

倫理には3つのアプローチがある。冒頭から説教調で恐縮ではあるが、ご容赦願いたい。

第1のアプローチが規範倫理学で、これには結果に比重を置く利己主義(フリードマン)や功利主義(ベンサム)、結果とは関係のない義務論(カント)や正義論(ロールズ)などがある。規範倫理学に関する著書は数多いが、抽象的すぎて、どうにも肝心の会計現場での指針には成り難いのが欠点である。

これとは別の第2のアプローチが倫理制度の研究である。すでに会計業界では日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本経済団体連合会あるいは政府公務員には倫理規定があるし、お節介りにも国際会計士連盟(IFAC)は倫理規定の雛形を置く。倫理制度に関する文献も少なくない。ややもすれば表面的で有用かもしれないが、これが倫理かと問われればちよつと違うように思われる。加えて、規則で縛る制度倫理は形式主義を増長し、かえって倫理を損ねると考える人も出てこよう。

第3のアプローチが実践倫理で、古くはアリストテレスの徳理論(virtue ethics)に端を発している。ここでは徳とは具体的に卓越性である。徳は人のある面の優秀性を指すだけでなく、

たとえばナイフの徳とは刃物の金属特性ではなく、刃物が思ったように切れる優秀性をいう。人がそのような徳を得るには行為を習慣づけることによるとされる。

アダム・スミスの倫理も、これに類するものである。多くの会計専門家にとっても、会計倫理とはこれが該当しよう。そつだ、実践倫理こそ倫理であり、口や頭で説明の必要のないものだ共感する読者も少なくないと思う。それは専門家が向上心を維持し、毎日の

正しい実践倫理を習慣化して身に着けることから生まれる。

ただし第3の実践倫理にも大きな欠点がある。自分の思いを容易には相手に伝えられない。特に説明先が自分の子供の場合、子供は親のやることを批判的にみているから、厄介である。お客から報酬を貰いつつ、批判的意見を言うことの矛盾をどう説明するか。

最近はこの質問への答えがわかってきた。「矛盾はある。だから会計専門家には実践倫理が厳しく

問われるのだよ」と。実は早くこの回答を得ていれば、自分自身もつと賢い人生を送れたのではないかと思うし、子供とのコミュニケーションも良かったであろうが、しかし倫理に気づいたのが遅すぎた。

そして今頃になって、父親が公認会計士として威張っていたようにみえたのは、実は実践倫理を自分に厳しく課していたのが子供にはそうみえたということもわかってきた。

以上は、梅津光弘「ビジネスの倫理学」(丸善(9刷))を読んで感じたことである。最後に本書にある難題のケーススタディーを一つ紹介して締めくくる。

ある駅前商店街に大手スーパーの進出計画が持ち上がった。良いものを一円でも安く消費者へ！を標榜している。もし進出すると、人と人の繋がり成り立っている商店街を駆逐しそつだ。あなたがスーパーの経営者ならビジネス倫理上どうするかが問いになっている。これは共同体の価値観と市場原理での価値観の対立である。いくつかの学生の意見が紹介されているが、結論はない。最近の監査法人間の安値競争あるいは国際化競争という現実を前にして、個人や中小事務所との「共生」を会計倫理ではどう考えるかということである。

岡崎 一浩(愛知工業大学 教授)



## 耐用年数の確定できない無形資産の減損について検討―ASBJ

去る7月29日、企業会計基準委員会は第229回企業会計基準委員会を開催した。

冒頭に西川委員長から、昨年12月に更新したプロジェクト計画表について、適切な時期に更新して公表するとの提案があり、委員の同意を得た。

主な検討事項は次のとおり。

### 耐用年数の確定できない無形資産の減損

耐用年数の確定できない無形資産に関して、減損テストを減損の兆候がある場合に加えて、毎期行うこととする場合に、詳細な規定(簡便的な取扱い)を設けるかどうかについて、検討が行われた。

事務局は、次の要件を満たす場合、前期以前に実施された詳細な計算結果を当期の減損テストに使用できるとの案を示した。

- ① 耐用年数が確定できない無形資産が属する資産グループを構成する資産が、直近の割引前将来CFの計算時から著しく変化していないこと
- ② 直近の計算の結果による割引前将来CFが、帳簿価額を相当

### 程度上回ること

③ 直近の計算時点以降に発生した事象等を分析した結果、割引前将来CFが資産の帳簿価額を下回る可能性が極めて低いこと

①は減損の兆候よりも厳しい要件となるのかとの質問に、資産価値の下落が問題ではなく、資産の構成が変わったらテストすべきということの回答がされた。

### 金融商品の分類・測定

① 金融商品の範囲  
現金について、契約ベースの金融商品の定義と整合しない面もあるが、実務上問題は少ないので、特段の対応はしないことが提案された。

### ② 資産性金融商品の定義

OCIオプションの検討にあたっての準備として検討された。将来、IFRS9号が適用されて定義の変更が必要となるのであれば、ただちに決めなくてもよいのではないかとの意見があった。

### SPCの検討状況

IFRS10号と日本基準の支配概念の差異について、説明がされた。

## IASB・FASBの改正基準の検討状況を確認―ASBJ、収益認識専門委

去る7月26日、企業会計基準委員会は第36回収益認識専門委員会を開催した。

IASB・FASBが、公開草案(ED)「顧客との契約から生じる収益認識」へのコメントを受けて行っている、再検討の状況について議論がなされた。今回の主な論点は、「資産の販売および買戻し」や「不利な履行義務」など。「資産の販売および買戻し」に関する議論は、次のとおり。

### EDでの提案

EDでは、図表のような提案がなされていた。

### 再検討と暫定決定

再検討の対象となったのは、図表③のプット・オプションの処理。寄せられたコメントを受け、リースとして処理する方法をもとに検討が行われた。

一方、プット・オプションの

行使が確実でないものまでリースとして処理されることへの懸念から、対象の範囲を明確化することが検討され、リースの検討において用いられている「権利を行使する重大な経済的インセンティブがある」という表現を取り入れることで暫定決定がなされた。

### 検討(ASBJ)

これに対し、ASBJ事務局からは、「重大な経済的インセンティブ」という考え方よりも「virtually certain」などの高い蓋然性の閾値を用いることが適切ではないかとの見解が示された。

## 米国債格下げリスクとその影響

注目されていた債務上限引上げ法案は、日本時間8月2日に米下院において可決した。これで上院可決と大統領署名で成立する見通しになった。したがって、米国債の債務不履行は、かろうじて避けられる公算が大きくなった。

これに先立って、オバマ大統領は米議会指導者の合意内容として、債務上限を最低2・1兆ドル、段階的に引き上げる権限を大統領に付与し、財政赤字は今後10年間で2・4兆ドルの削減を

義務づける内容を発表した。財政赤字削減は2回にわけて行われ、1回目は9、000億ドルで、富裕層向け増税はない。比較的小さな政府を志向する共和党の主張に沿ったものであり、2回目は1・5兆ドルで、11月下旬に詳細が決められる。

全体としては、防衛費を削減し、低所得者向けの支出については残すといった民主党寄りの政策が打ち出されているため、結局玉虫色の内容で決着を図ったといえる。ただし、この財政

(図表) 資産の販売および買戻しに関するEDの提案

権利の内容	提案された処理
① 企業が資産を買い戻す無条件の義務(先渡契約)	・顧客は支配を獲得していない 販売価格>買戻価格の場合 →IAS17号に従い、使用权として処理
② 企業が資産を買い戻す無条件の権利(コール・オプション)	販売価格<買戻価格の場合 →融資契約として処理
③ 顧客が企業に資産の買戻しを要求する無条件の権利(プット・オプション)	・顧客は支配を獲得している →返品権付き販売と同様の会計処理

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2011年7月26日	アジェンダ・コンサルテーション2011	I A S B	将来の作業計画の戦略的方向性と全体的バランスに関する広範な一般のコメントを求めるもの。コメント募集は2011年11月30日まで。	—
2011年7月26日	平成23年4月から平成24年3月の間に提供した法人税各種別表関係(平成23年4月1日以後終了事業年度分)	国税庁	2011年6月30日付法人税法施行規則改正に伴い、2011年4月1日以後に終了する事業年度に使用する別表の一部について改訂を行ったもの。	—
2011年7月29日	内閣府令第37号 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	金融庁	民法上の任意組合に関する金商法の適用関係の明確化等の改正を行うもの。	—
2011年7月29日	内閣府令第38号 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	金融庁	特定有価証券に係る有価証券届出書における「ファンドの経理状況」等に記載すべき財務諸表について、所要の改正を行うもの。	—
2011年8月3日	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)	金融庁	大臣談話にて米国基準での開示を引き続き可能とするとされたことを受け、所要の改正を行うもの。コメント募集は2011年8月16日まで。	—

## 海外情勢は株価にどう影響するか？

### 証券

赤字削減幅は格付け会社の想定する4兆ドルからみると小幅になっており、現時点ではまだ格下げの可能性を残している。

実際に格下げとなれば市場への影響は大きく、不動産、商品といったリスク資産からキャッシュポジションへの資金移動が大きくなるものと考えられる。

さらに日本の国債市場への影響については、悪材料とする見方は市場では少数派だ。しかし、当然ながらアメリカの格下げとなれば、世界経済に与える影響度は大きい。日本国債の格下げも当然意識されやすくなる。

日本の2011年度予算では44兆円の新規財源債、国債残高は約637兆円、国民1人当たり499万円の借金を背負い、OECDのデータで債務残高のGDP比は、先進7カ国のうち日本が1998年以来1位、2010年には197%と2位のイタリアの127%を大きく抜いて突出している。

きつかけさえあれば、いつ相場が崩れてもおかしくないのが、今の日本国債市場だ。政局の混迷が続くなか、その時期は迫っているといえる。

FRBのスタンスを見極めるまでには、もう少し事態の推移を見守る必要がある、時間が要だが、いずれにせよ今回のアメリカ株安はそれほど悪性ではないといえる。

今後の海外要因では、欧州諸国の財政危機に加え、中国経済の不動産バブル、インフレ進行と金融引締めの方が要注意であろう。事態を懸念する声次第に大きくなっているように感じられる。

今回の世界同時株安は日本も例外でなかったが、その理由は円高であったといえよう。アメリカの債務上限騒ぎは日本に対しては結局、円高圧力となり、受け身の円高、結果としての円高となった。1ドル＝70円台後半の円相場が長期化、定着しそうな感じである。

産業界からは政府・日本銀行に為替市場への介入を始め、円高対策を求める声ヒートアップしてきた。これに対し、死に体の中内閣の姿勢はいかにも頼りない。

ただ、現在、日本経済の足取りが世界各国と比較して悪くないのは、復興需要を先頭に個人消費など内需の回復見通しによるところが大きい。輸出頼みの景気回復とは相当違っている。今度の円高のマイナスは限定的とみてよいかもしれない。

世界中が固唾を飲んで見守ったアメリカの連邦債務の上限引上げ問題は、期限の8月2日直前に与野党の妥協が成立して、最悪事態を避けることができた。しかし、株価は世界中で下落、ほぼ同時株安の様相を呈した。これには少し意外感が感じられるかもしれない。

アメリカ市場の焦点は景気実体の弱さ、景気の二番底の懸念に移っていた。NYダウ1万2,000ドル割れのきつかけとなったのは、個人消費支出の数字が予想を下回ったことであった。企業収益も冴えない企業が目立ってきた。

こうなると、FRB(連邦準備制度理事会)の次の金融政策に目がいくのは当然である。6月末で当初予定どおりにQE2(金融の量的緩和第2弾)が終了した際に、バーナンキFRB議長は、将来、景況が悪化すればさらなる金融政策、つまりQE3に踏み出すという含みのある発言をしていた。それが早々と訪れようとしているのだろうか？